

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和元年5月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	貸金構造基本統計調査	2
	法人企業統計調査	4
2	一般統計調査の承認	6
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	7
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	8
	(2) 変更	9
	(参考1) 基幹統計の指定	11
	(参考2) 基幹統計の作成方法に係る通知の受理	12

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup>→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup>→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

## 1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R1.5.16	賃金構造基本統計調査	厚生労働省 政策統括官付参事官付室 賃金福祉統計
R1.5.24	法人企業統計調査	財務省 財務総合政策研究所 調査統計部

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

<b>【 調 査 名 】</b>	<b>賃金構造基本統計調査</b>
承認年月日	令和元年5月16日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
目的	本調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和23年に「個人別賃金調査」の名称で調査を開始以降、毎年実施され、33年からは旧統計法（昭和22年法律第18号）第2条に基づく指定統計である「賃金構造統計」（指定統計第94号）を作成するための調査として実施されてきたものである。</p> <p>なお、昭和33年から35年までの3回にわたり「賃金構造基本調査」として実施され、36年には名称を「賃金実態総合調査」に変更したが、39年以降は現在の調査の名称に改め、実施されている。</p> <p>その後、平成21年4月に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（賃金構造基本統計）を作成するための基幹統計調査として位置付けられたものである。</p>
調査票の構成	1－事業所票 2－個人票
公表	インターネット及び印刷物（報告書）（概要：調査実施翌年の3月、詳細：調査実施翌年の6月）
備考	<p>1. 今回の承認は、令和元年以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①調査対象の属性的範囲「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を引き続き調査対象産業に含めて実施する、②個人票における「労働者の番号又は氏名」欄の削除及び外国人労働者の「在留資格」に係る調査項目の追加、「備考」欄の注記について労働者の識別番号等に関する注記とそれ以外を分けて記載するよう変更、③全国に調査事業所を多数有する企業が希望した場合に、厚生労働省から本社等に対して直接調査票の送付・回収を行う「一括調査方式」の導入、④調査方法を、調査員の配布・回収から、厚生労働省の直接配布・都道府県労働局及び労働基準監督署経由による郵送での回収等に変更</p>
<b>調査票－1</b>	<b>事業所票</b>
対象範囲（地域）	全国（ただし、一部地域を除く。）
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」（飲食店のうちバー、キャバレー、ナイトクラブを含む。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所</p> <p>1. 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）</p> <p>2. 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）</p>
客体数／母集団数	約80,000事業所／約140万事業所
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベースによる事業所名簿
配布・取集	【配布】郵送、【取集】職員・調査員・郵送
把握時	毎年6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月最終給与締切日現在）
調査組織	<p>1. 一括調査企業に属する調査事業所 厚生労働省－（都道府県労働局）－報告者</p> <p>2. 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所 厚生労働省－都道府県労働局－（労働基準監督署）－（調査員・職員）－報告者</p>

調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月1日～7月31日
調査事項	1. 事業所の名称及び所在地並びに法人番号、2. 主要な生産品の名称又は事業の内容、3. 事業所の雇用形態別労働者数、4. 企業全体の常用労働者数、5. 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）
<b>調査票 - 2</b>	<b>個人票</b>
対象範囲（地域）	全国（ただし、一部地域を除く。）
対象範囲（属性）	事業所票の調査対象事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）
客体数／母集団数	約170万人／約4200万人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベースによる事業所名簿の調査対象事業所に雇用される労働者
配布・取集	【配布】郵送、【取集】職員・調査員・郵送
把握時	毎年6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月最終給与締切日現在）
調査組織	1. 一括調査企業に属する調査事業所 厚生労働省－（都道府県労働局）－報告者 2. 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所 厚生労働省－都道府県労働局－（労働基準監督署）－（調査員・職員）－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月1日～7月31日
調査事項	1. 性、2. 雇用形態、3. 就業形態（常用労働者に限る。）4. 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）、5. 年齢、6. 勤続年数（常用労働者に限る。）、7. 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）、8. 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、部長級・課長級・係長級・職長級・その他の役職に限る。職種については、指定の職種の労働者に限る。）、9. 経験年数（指定の職種の常用労働者に限る。）、10. 実労働日数、11. 所定内実労働時間数、12. 超過実労働時間数、13. きまって支給する現金給与額、14. 超過労働給与額、15. 通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）、16. 精皆通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）、17. 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）、18. 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）、19. 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄（特定技能の在留資格にあつては、2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又は第2号の区分を含む。）及び別表第2の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）

<b>【 調 査 名 】</b>	<b>法人企業統計調査</b>
承認年月日	令和元年5月24日
実施機関	財務省財務総合政策研究所調査統計部
目的	本調査は、法人企業統計を作成するために行う調査であり、わが国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和23年から全営利法人（金融業、保険業を除き、資本金1千万円以上は全数調査）を対象に年次別調査を開始し、続いて昭和25年には資本金2百万円以上の法人を対象に四半期別調査が開始されて、現行の年次別、四半期別の統計体系が確立した。</p> <p>その後、昭和45年6月に指定統計に指定され、また、昭和48年度からは、四半期報の対象企業を、資本金1千万円以上のものに切り上げている。平成20年度からは、金融業、保険業を調査対象業種に追加して実施している。</p> <p>今回、令和元年6月以降に実施する調査から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）を踏まえ、調査事項（1.法人の名称及び法人に関する一般的事項）に法人番号を追加する等の変更を行った。</p>
調査票の構成	1－法人企業統計調査年次別調査票 2－法人企業統計調査四半期別調査票
公表	インターネット及び印刷物（年次別調査：下期の最終日の翌日から7か月以内、四半期別調査：四半期の最終日の翌日から3か月以内）
備考	<p>1. 今回の承認は、令和元年6月以降に実施する調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、調査事項（1.法人の名称及び法人に関する一般的事項）に法人番号を追加等</p>
<b>調査票－1</b>	<b>法人企業統計調査年次別調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社
客体数／母集団数	約40,100社／約291万社
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	法人企業統計調査による法人名簿、その他財務省の資料
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	上期（4月～9月）、下期（10月～翌年3月）
調査組織	財務省一財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局一報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	上期調査：提出期限は、毎年1月10日、下期調査：提出期限は、毎年7月10日
調査事項	<p>1. 法人の名称及び法人に関する一般的事項、2. 業種別売上高（銀行業、生命保険業及び損害保険業については経常収益、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、その他の金融商品取引業、商品先物取引業及びその他の保険業については業種別営業収益、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）については営業収益とする。）、3. 資産、負債及び純資産に関する事項、4. 損益に関する事項、5. 剰余金の配当に関する事項、6. 減価償却費に関する事項、7. 費用に関する事項、8. 役員、従業員に関する事項、9. 店舗数（銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、生命保険業、損害保険業及びその他の保険業に限る。)</p>



調査票 - 2	法人企業統計調査四半期別調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社
客体数／母集団数	約33,100社／約960,000社
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	法人企業統計調査による法人名簿、その他財務省の資料
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	第1四半期：（4月～6月）、第2四半期（7月～9月）、第3四半期（10月～12月）、第4四半期（翌年1月～3月）
調査組織	財務省一財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局一報告者
調査周期	四半期
実施期間又は提出期限	第1四半期調査：提出期限は、毎年8月10日、第2四半期調査：提出期限は、毎年11月10日、第3四半期調査：提出期限は、毎年2月10日、第4四半期調査：提出期限は、毎年5月10日
調査事項	1. 法人の名称及び法人に関する一般的事項、2. 業種別売上高、3. 資産、負債及び純資産に関する事項、4. 固定資産の増減に関する事項、5. 投資その他の資産の内訳に関する事項（銀行業、生命保険業及び損害保険業を除く。）6. 最近決算期における減価償却費、7. 損益に関する事項、8. 人件費に関する事項

## 2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
裁量労働制実態調査	令和元年5月10日	厚生労働省労働基準局労働条件政策課	裁量労働制の制度の趣旨に適った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等についての検討に資するため、専門業務型及び企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態や裁量労働制の適用・非適用による労働時間の差異等を調査することを目的とする。	全国	5	230,000事業場 200,000人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和元年7月～8月 令和元年11月1日～ 11月30日	
最低賃金に関する実態調査	令和元年5月10日	厚生労働省労働基準局賃金課	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とする。	全国	2	94,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年5月下旬～ 6月中旬	今後も継続的な実施が想定されているが、標本設計等の課題への適切かつ確実な対応を確保する観点から、1回限りで承認。
農作物価統計調査	令和元年5月10日	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課	農業における投入・算出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、その結果を総合して農作物価指数等を作成することを目的とする。	全国	2	4,000事業所	有意抽出	調査員 郵送 オンライン 電話 FAX	毎月	月末、翌年6月末	
船員労働統計予備調査	令和元年5月16日	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査である船員労働統計調査のうち、指定船舶調査(第1号調査)の標本設計を含めた調査方法及び集計手法等の見直しに必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	3,000隻	全数	郵送 オンライン FAX	1回限り	令和元年6月1日～8 月末日	
サービス産業動向調査	令和元年5月23日	総務省統計局統計調査部経済統計課	サービス産業の生産・雇用等の状況を把握し、GDPの四半期別速報(QE)を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。	全国	4	13,000企業等 25,000事業所	全数 無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	毎月	翌月20日	
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	令和元年5月23日	厚生労働省社会・援護局保護課	我が国の一般世帯及び生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護受給世帯の生活実態及び生活意識を把握することにより、生活保護基準の検証及び今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	33,910世帯	全数 無作為抽出	調査員 郵送	1回限り	令和元年7月1日～8 月30日 令和元年7月11日～ 8月30日	
介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)	令和元年5月27日	厚生労働省老健局老人保健課	介護報酬改定のための基礎資料を収集する一環として行うものであり、介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	全国	5	15,570事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	3年	令和元年5月30日～ 6月30日	本調査は、「介護事業経営概況調査」「介護事業経営実態調査」及び「介護従事者処遇状況調査」を毎年入れ替えながら実施されているもの。今回の変更承認は、このうち「介護事業経営概況調査」に係るもの。
医療経済実態調査	令和元年5月29日	厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにするとともに、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。	全国	5	2,600院 4,300診療所 1,800軒 1,500組合	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	2年	令和元年5月下旬～ 7月中旬 令和元年6月上旬～ 8月31日	
成年年齢引下げ後の成人式の実施に関する調査	令和元年5月30日	法務省民事局参事官室	平成30年6月13日の民法の一部を改正する法律の成立により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなったが、成人式においては、各地方公共団体の判断で実施されているため、今後の成人式の時期や在り方等について、検討に資するための有益な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	1,741市区町村	全数	オンライン	1回限り	令和元年6月上旬～ 6月中旬	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

### 3 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
R1.5.14	国際比較プログラムに関する小売物価調査	総務省統計局 統計調査部消費統計 物価統計室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

#### 4 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	少子化・子育てに関する県 民意識調査	令和元年5月7日	福島県保健福祉部 こども未来局こども・ 青少年政策課	平成31年度に「ふくしま新生子ども夢プラン」次期計画 を策定するために、県民の意識やニーズの変化の状 況及び現在の子育て環境の実態や少子化の現状を 把握し、その要因を分析することを目的とする。	福島県全域	1	9,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年5月20日～5 月31日
	労働環境等実態調査	令和元年5月7日	高知県商工労働部 雇用労働政策課	高知県内の事業所の労働環境等を把握することで、 高知県内の企業における働きやすい労働環境の整備 に向けて検討するための基礎資料を得ることを目的と する。	高知県全域	1	5,000事業所	有意抽出	郵送	不定期 (原則とし て2年)	令和元年6月上旬～7 月上旬
	県内主要宿泊施設の宿泊 客数調査	令和元年5月7日	熊本県商工観光労働部 観光経済交流 局観光物産課	熊本県独自で作成している「熊本県観光統計調査」に ついて、これまでの全数調査を廃止し、観光庁が実施 する「宿泊旅行統計調査」の調査票情報を基に作成 するよう見直したことに伴い、県としての指標とするた め、熊本県内の主要な宿泊施設の宿泊客数を調査す ることを目的とする。	熊本県全域	1	127宿泊施設	有為抽出	郵送	四半期	四半期最終月の翌月末 日
	海水浴客等入込調査	令和元年5月10日	千葉県商工労働部 観光企画課	夏期における海水浴場及びプールへの入込状況を把 握し、今後の観光振興施策の基礎資料を得ることを目 的とする。	千葉県全域	4	20市町村	全数	郵送 オンライン	1年	毎年8月上旬 毎年9月上旬
	県民の運動・スポーツに関 する実態調査	令和元年5月13日	福島県企画調整部 文化スポーツ局ス ポーツ課	次期「福島県スポーツ推進基本計画」の策定に向けた 基礎資料とするため、県民の運動・スポーツに対する 関心及びスポーツ活動の実態を把握することを目的と する。	福島県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	10年	令和元年6月下旬～7 月末
	がん患者の就労支援に関 する事業所実態調査	令和元年5月15日	千葉県健康福祉部 健康づくり支援課	第3期千葉県がん対策推進計画に基づき、職場に対 するがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やそ の家族・経験者に対する相談支援体制のあり方を検 討するために必要な基礎資料を得ることを目的とす る。	千葉県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	1回限り	令和元年7月上旬～8 月下旬
	北九州市の“緑”に関する アンケート調査	令和元年5月16日	北九州市建設局公 園緑地部緑政課	都市緑地法第4条第3項の規定に基づき策定した「北 九州市緑の基本計画」の改定にあたり、“緑”に対する 市民ニーズを把握し、今後のまちづくり施策の基礎資 料を得ることを目的とする。	北九州市全域	2	11,000人	全数 無作為抽出	郵送 学校による 配布・回収	1回限り	令和元年6月中旬～7 月中旬
	事業所における歯と口の健 康づくりに関するアンケート	令和元年5月23日	新潟県福祉保健部 健康対策課	事業所における従業員の歯と口の健康づくり等に関 する取り組みの実施状況及び取り組み必要性の認識等 を調査し、働く世代の歯科保健対策を推進するための 基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	1	1,000事業所	全数 無作為抽出	郵送	不定期	令和元年6月下旬～7 月中旬
	障害児者歯科保健医療実 態調査	令和元年5月30日	新潟県福祉保健部 健康対策課	新潟県内の障害児者施設における歯科保健医療に 関する取組及び歯科専門職との連携状況等について 調査し、県の障害児者歯科保健施策に関する基礎資 料を得ることを目的とする。	新潟県全域	1	1,022施設	全数	郵送	不定期 (原則とし て4年)	令和元年8月～9月
	県産材利用推進に向けた 行動計画における目標値 に対する実績調査	令和元年5月30日	高知県林業振興・ 環境部木材産業振 興課	高知県産材の利用推進のために設定した、県有施 設の木造化率等の目標値に対する実績を調査し、 その達成率を明らかにするための基礎資料を得る ことを目的とする。	高知県全域	2	30市町村及び 事業者 34市町村	全数 有意抽出	郵送 オンライン	1年	毎年7月1日～7月31日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	鳥取県企業経営者見通し調査	令和元年5月7日	鳥取県地域振興部統計課	事業主の景気及び企業経営に対する判断及びその見通しを把握し、鳥取県の産業施策その他の施策の立案に係る基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	1	300事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	四半期	2月、5月、8月、11月のそれぞれ10日
	千葉県観光入込客統計調査	令和元年5月10日	千葉県商工労働部観光企画課	千葉県内の観光地点等を訪れた人数、観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額単価等を把握し、観光振興施策の参考に資することを目的とする。	千葉県全域	2	5,500人	全数 無作為抽出	調査員 オンライン	四半期	四半期(1～3月、4～6月、7～9月、10～12月)の翌月の末日 四半期(同上)に含まれる休日1日
	県民のスポーツ意識に関する調査	令和元年5月10日	佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課	佐賀県民のスポーツ実態及びスポーツに係る県民のニーズを把握することにより、「佐賀県スポーツ推進計画」の進捗状況の把握を含めた今後の県政運営の基礎資料とすることを目的とする。	佐賀県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年8月下旬～9月下旬
	川崎臨海部の交通実態調査	令和元年5月13日	川崎市臨海部国際戦略本部拠点整備推進部	川崎臨海部の交通実態を把握し、平成30年3月に策定した「臨海部ビジョン」の交通機能強化プロジェクトを推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	川崎市川崎区	1	2,640事業所	全数	郵送	1回限り	令和元年7月1日～7月31日
	次世代育成支援状況に関する企業アンケート	令和元年5月13日	神戸市こども家庭局こども企画課	神戸市内における、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備の状況を把握し、神戸市次世代育成支援対策推進行動計画の進捗状況の検証の基礎資料とすることを目的とする。	神戸市全域	1	700事業所	全数	郵送	1年	毎年6月1日～6月30日
	岐阜県在宅重度障がい児者等(医療的ケア児を含む)実態調査 (変更前の名称:在宅障がい児者等実態調査)	令和元年5月14日	岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課	岐阜県内に在住する在宅の重度障がい児者等(医療的ケア児を含む)の生活実態や支援ニーズを把握し、今後の支援策等の充実に向けた基礎資料とすることを目的とする。	岐阜県全域	1	3,500人	全数	郵送	不定期	令和元年6月1日～7月31日
	県内企業海外展開状況調査	令和元年5月17日	鳥取県商工労働部通商物流課	幅広い産業分野の鳥取県内の企業に対し、海外展開の現状、課題、今後の意向等に関する調査を行い、県内貿易支援機関が連携し、有効な海外展開支援を実施していくための基礎資料とすることを目的とする。	鳥取県全域	1	700事業所	無作為抽出 有意抽出	郵送	1年	毎年6月中旬～8月末日
	広島県職場環境実態調査	令和元年5月21日	広島県商工労働局雇用労働政策課	広島県内の企業における職場環境の整備状況等の実態を把握し、効果的な行政施策を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	広島県全域	1	2,500事業所 7,500人	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	1年	毎年6月1日～6月19日
	栄養指導実施報告	令和元年5月22日	高知県健康政策部医療政策課	高知県の委託事業である外来栄養食事指導推進事業の進捗状況を把握することを目的とする。	高知県全域	1	80機関	全数	郵送	四半期	3月、6月、9月、12月の翌月10日
	島根県在住外国人実態調査	令和元年5月23日	島根県環境生活部文化国際課	外国人住民のニーズや意見を把握し、島根県及び市町村の外国人住民支援施策に反映させるための基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	7	2,000人	無作為抽出	郵送	5年	令和元年5月下旬～6月末
林業労働者就労動向調査	令和元年5月24日	愛知県農林基盤局林務部林務課	愛知県内の林業就労者数、年齢構成、作業日数、社会保障等の実態を調査し、今後における林業就労者の安定確保に資することを目的とする。	愛知県全域	1	300事業所	全数	職員	5年	令和元年7月1日～8月15日	

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	労働条件実態調査	令和元年5月24日	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課	滋賀県内の民営事業所に雇用されている労働者の労働条件の実態を明らかにし、労務管理改善等の基礎資料とするほか、労働関係諸機関の参考資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1年 (「労働環境等実態調査－事業所調査」を実施する年を除く)	毎年7月1日～7月31日
	広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査	令和元年5月27日	広島県健康福祉局こども家庭課	広島県内の母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の生活状況や就労状況等を把握し、支援施策の需要について検討し、自立支援計画策定の基礎資料を得ることを目的とする。	広島県全域 (広島市及び福山市を除く)	1	2,115世帯	無作為抽出	郵送	5年	令和元年6月15日～7月1日
	鳥取県男女共同参画意識調査	令和元年5月28日	鳥取県元気づくり推進局女性活躍推進課	男女平等・家庭生活・就労・男女間における暴力等に関する意識について調査し、男女共同参画施策等を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。	鳥取県全域	1	2,400人	無作為抽出	郵送	5年	令和元年7月1日～7月中旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

(参考1) 基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日 (指定した旨の公示日)
工業統計	経済産業大臣	経済センサス-活動調査実施年を除く中間年における経済構造統計に再編するため、「工業統計」の指定を解除	R1. 5. 10 (R1. 5. 24)
商業統計	経済産業大臣	経済センサス-活動調査実施年を除く中間年における経済構造統計に再編するため、「商業統計」の指定を解除	R1. 5. 10 (R1. 5. 24)
特定サービス 産業実態統計	経済産業大臣	経済センサス-活動調査実施年を除く中間年における経済構造統計に再編するため、「特定サービス産業実態統計」の指定を解除	R1. 5. 10 (R1. 5. 24)

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定について掲載したものである。

## (参考2) 基幹統計の作成方法に係る通知の受理

受理年月日	基幹統計の名称	作成機関
R1.5.13	産業連関表	内閣府／金融庁／総務省／財務省／文部科学省／厚生労働省／農林水産省／経済産業省／国土交通省／環境省

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた基幹統計（統計調査以外の方法により作成される基幹統計に限る。）に係る作成方法の通知の受理状況について掲載したものである。